

支部だより

県南支部

371名

○平成24年度 第4回 茨城県行政書士会 県南支部業務研修会

期 日： 平成25年3月2日（土）

場 所： ホテルマロウド筑波

題 目： 「相続 ～旧民法に基づく手続きについて～」

講 師： 県南支部 支部長 茅場俊彦

…相続は実務でも無料相談会でも、相談を受ける機会が多いものです。行政書士であれば、法定相続分や代襲相続、遺留分などの法律知識はばっちりだという方ばかりだと思いますが、家督制度までしっかり分かっている方は多くはないのではないでしょうか。誰が相続人となるか現民法とは全く異なるので、曾祖父母の名義の不動産についての相談なんていうのが来れば、必須の知識となります。今回はそんな旧民法下の相続について、県南支部の茅場支部長に「旧民法」「応急措置法」「現民法」の違いや内容を説明して頂きました。

研修会の後は、同ホテルで懇親会が行われ、会員相互の交流が図られました。

○常設無料相談会の相談員募集について

茨城県行政書士会県南支部では、数年前まで毎年10月の広報月間にのみ行っていた無料相談会を毎月行うという常設無料相談会を実施しています。現在、牛久市、土浦市、守谷市などで実施されていますが、県南支部ではこの無料相談会の相談員を随時募集していますので、興味がある方は是非県南支部の理事までご連絡下さい。相談なんてまだ早いと思ってしまう新人の方にとっても、先輩行政書士の相談手法を間近で見ることで意義のある経験となると思いますので、是非検討してみてください。

(通信員 竹内 良太)



水戸支部

261名

支部だより

水戸支部

まだまだ余寒が厳しい日が続いていますが、水戸支部は鋭意活動中です！！活動の一環をお伝え致します。

水戸支部業務研修会開催

日時 平成25年2月4日（月） 14：00～16：00

場所 茨城県健康プラザ

参加人数 33名



公証人の河村潤治先生にご足労戴き、公正証書遺言についてのお話を賜りました。公証人としてのお立場から、非常に貴重なお話が伺えました♪♪参加者全員、いつになく真剣です。

支部相談員反省説明会・研修会開催

日時 平成25年2月23日（土） 10：00～12：00

場所 茨城県健康プラザ



磯野副支部長からの説明。

今年度の実績を踏まえ、反省すべきは反省しつつ、次年度に向けて前向きな方向性を示してくださいました。

いつも、支部の活動を強力に支えてくださいます♪♪



これまた皆、真剣です。
お客様のご要望に応えられるよう、
普段からのこうした地道な反省会や打
ち合わせ、相談員の方への研修はとて
も重要ですねっ！！

支部だより

水戸支部

最後はやはりこの人！
木村支部長が全体を総括してくださ
いました。支部長として1年半以上支
部を引っ張ってくださいましたが、全
く気を緩めることなく、さらなる支部
の発展に向けて活動に取り組んでい
らっしゃいます！！
相談会場もまた増設されます。
県民の皆様のために頑張らしましょう！



(通信員 梶山 伸治)

●封印代行業務について本会に照会 (平成25年2月26日 茨行書西 第76号)

行政書士が行える封印代行業務は、

- 1) ユーザーから依頼を受けた変更登録
- 2) ユーザー間の移転登録

等のナンバープレートの変更を伴う業務です(出張封印取付作業代行実施要領2条)。

従って、ほとんど需要がないのが実態です。実態が多い自動車販売会社の所有権がついていて車両のローンが終了している場合には、例えローンが終了していても自動車販売会社の所有権が解除されていない限り、上記2)のユーザー間の売買でも封印代行業務はできません。

かかる場合は、(従前通り)車両を登録事務所に持ち込み、一般の整備工場と同様に、単なる代理人として変更登録手続きをせざるを得ません。

この場合に封印作業を行うのは、登録事務所から委託されているナンバーセンター職員です。

かように、車両を登録事務所に持ち込まなくて済む場合は、

- ① 移転登録書類を整え登録事務所で登録を経た後、登録番号票とともに封印を預かり、依頼社(人)に赴き、登録番号票を付け替えて車体番号の拓本をとる。
- ② 再度、旧登録番号票に関係書類を添えて登録事務所に返却に及ぶ。

ということになり、1件の封印代行を完結するまでに登録事務所に2回足を運ばなければ完結しないというコスト高の問題になります。

これに比べて自動車販売会社が行う封印代行業務は、同社の押印のなされた書類のみで、登録事

務所において登録の後、その場で旧登録番号票と引換えに新しい番号票と封印を受領し、登録全て完了となり、1回で完結致します。

かように自動車販売会社は歴然として優遇され、事実として差別されております。

何故、かかる差別が生じるのでしょうか。

自動車登録事務所との関係が問題の根源にあるものと考えられるのです。

即ち、行政書士は、自動車登録事務所から委託をうけた甲種受託者(ナンバーセンター)から孫受けの形で乙種という資格を受け、甲種受託者の管理のもと代行するという点にあるものと思料されます。

これに対して、自動車販売会社は自動車登録事務所との直接契約の甲種受託者なので、かかる差別が生じているものと思われま

す。国家資格を有する行政書士が、行政機関である自動車登録事務所から何故、直接の委託を得られないのか。ここに問題があるものと考えられます。ここで考えられる点は、

1. 当然のことながら、自動車販売会社は車両に関して詳しいこと。
2. 自動車販売会社は封印取付場を設け、その場で作業を実施していることになっていること。
3. 封印取付者及び、その責任者が存在していることになっていること。

にあるものと考えられますが、上記2及び3については、その実態についてはいささか疑念を禁じ得ません。

●新年事始め会

[研究会]の部

日 時 平成25年1月26日(土曜日)
10:00~
場 所 筑西市立中央図書館 視聴覚室
参 加 者 44名

事業の内容

- I 支部長あいさつ 【安田康一支部長】
- II 特殊車両通行許可申請
(資料3部作 計143頁)
【研究報告者 水柿勝彦支部理事】



水柿勝彦 支部理事

- III 行政書士のコンプライアンスを考える
(資料52頁)

産廃申請の問題点・債務超過会社の中小企業診断士の手による診断書の添付問題に替わる「収支計画書」の添付について
(資料8頁)

【研究報告者 安田康一支部長】

- IV 暴力団対策・不当要求防止責任者の選任について(要請)

【飯塚富雄 本会副会長・暴力団等排除総合対策委員会委員長】



安田康一 支部長



飯塚富雄 副会長・暴対委員長



研究会での質疑応答

[新年会]の部

日 時 平成25年1月26日(土曜日)
12:15~
場 所 両国寿し・本店
参 加 者 32名

田所嘉徳衆議院議員も参加し、安田康一支部長が「^{とし}齢に免じて」と、「物事には賛否があるが、異論にはよく耳を傾け、反対派からも『田所議員が言うならやむを得ない』と言われるような大きな政治家になって欲しい。」と激励の言葉を贈り、終始なごやかな雰囲気で行われました。

●支部月刊誌「県西の風」(毎月1日発行)

送付先：購読支部会員・支部紹介弁護士・パソコンサポーター他

事業の内容

- * 1月1日発行 第140号 (A4判 80頁)
- 【資料】 2012年のまとめと展望
- 【業務手引】 入札参加資格審査要項
実務事例16 宅建業免許申請(2)
実務事例13 建設業許可(7)
労働契約法の改正
雇用保険・相談
- 【参考資料】 中小企業対策
就業規則問題
- 【提案】 国民年金の後納
- 【支部会員の動静】 【県内会員数】
- 【相続】 相続税の常識
- 【スクラップ】 業務関連ニュース・解説
- 【隣接士会】
- 【情報公開】 顧客にメール
- 【研究】 行政法
民法
商法
公正証書(21)
- 【県内市町村案内】 (41) 城里町
- 【法改正】 旅行業法
- * 2月1日発行 第141号 (A4判 80頁)
- 【支部事業】 新年事始め研究会・新年会
支部総会 5月11日
- 【スクラップ】 業務関連ニュース・解説
- 【業務手引】 産廃許可申請 特別編
県入札参加資格審査
実務事例16 宅建業免許申請(3)
実務事例13 建設業許可申請(休)
雇用保険・相談

労働保険の成立手続き

- 【行政事務】 坂東市
- 【支部会員の動静】 【県内会員数】
- 【研究】 行政法
民法
商法
公正証書(22)
法とは何か(1)
- 【県内市町村案内】 (1) 坂東市・八千代町
- 【相談】 雇用保険
- 【統計】 車名別販売台数
- 【法令解説】 労働契約法改正
中小企業支援法

●「会議 FAX 通信」随時発信

送信先：支部役員(元も含む)・代議員・本会顧問

事業の内容

- * 1月15日(火) 発信 No.257
- ・新年事始め会 出席状況
 - ・支部長メール変更
 - ・本会の旅費規程の改正について
- * 1月19日(土) 発信 No.258
- ・本会の旅費(日当)規程を考える [その1]
別紙-茨城県行政書士会理事会出席者旅費
新旧比較一覧-
 - ・新年事始め会 出席状況
- * 1月29日(火) 発信 No.259
- ・支部総会は、5月11日、筑西市で開催に
 - ・本会の旅費(日当)規程を考える [その2]

(通信員 倉持 良信)

県西支部の会員、富楽剛志先生（坂東市）の事務所へ取材に行ってきました。

富楽先生は、開業以来順調に営業エリアを伸ばし続け、地元（坂東市）のみならず、千葉県（野田市・柏市）と埼玉県（春日部市・越谷市・吉川市）の幅広い地域で、建設業や宅建業のクライアントがおります。

また、行政書士のほかにご自身でも宅建業を営んでいるので、その関連で農地法許可や開発許可の業務も手がけることがあるそうです。

今回の富楽先生の事務所訪問には、昨年6月に登録した新人行政書士、青谷英樹さん（古河市）にも同行してもらい、開業した頃の話や順調に営業エリアを伸ばしていった顧客獲得方法などを中心にうかがってきました。

「富」と「楽」といったご利益がありそうな名前どおり、倉持&青谷の質問攻撃に、丁寧な口調でとっても穏やかに答えていただいたのが印象的です。

倉持 「取材のため時間を空けていただき有難うございます。唐突ですみませんが…、年齢と行政書士の登録時期を教えてくださいませんか？」

富楽 「歳は、38歳になります。行政書士の登録は、2005年4月です。」

倉持 「では、今年の4月で9年目を迎えるということですね。行政書士になる前は、どんな事をなさっていたのですか？」

富楽 「家業（園芸業）の手伝いを主にしておりました。」

青谷 「富楽さんは、行政書士のほかに、宅建主任者や測量士補などの資格をお持ちですが、家業の手伝いをしながら、色々な資格を取得していったのですか？」

富楽 「はい、そうです。」

倉持 「行政書士になろうと思ったのは、どうしてですか？」

富楽 「高校・大学ともに長距離通学だったので、疲れ果てて自宅に帰ってくるといった生活でした。そのあたりから、仕事は職住近接にしたいと思っていました。それと、独立できる



なんらかの資格をとってそれを仕事にしたいとも思っていました。」

青谷 「心やすらぐ自宅の近くで仕事をしたいと思って、独立開業という道を選んだのですね。」

倉持 「開業当初はご苦労したことも多かったと思いますが、何かエピソードなどありましたら教えてください。」

富楽 「始めの頃は何も分かってなくて、開業後しばらくは、額面3万円以上の領収書には収入印紙を貼ってしまっていました。先輩の行政書士の先生に印紙は不要と指摘されて、赤面したことを思い出します。」

倉持 「開業し始めは知らないことばかり、業務だけに集中して、細かい点に気づかないってありますよね。富楽先生は、どのような業務を中心になさっているのですか？」

富楽 「開業当初からずっと建設業許可関係と相続・遺言関係を業務の柱としてやってきました。加えて、最近では宅建業関係、農地法関係、開発許可関係などもぼちぼち手がけております。」

倉持 「なるほど…、まず柱となる業務を作って、そこから着実に業務範囲を広げていらっしゃるわけですね。」

富楽 「はい、そういうことになりますね。」

青谷 「どのようにお客さんを獲得していったのでしょうか？ 営業などしたのですか？」

富楽 「私の父は建設現場で使う資材を卸している会社の専務もやっております、その関係で、父が知り合いの建設業者さん等あちらこちらに声を掛け、私の事務所を売り込んでくれたのです。そこからいくつか『そろそろ建設業の許可を取りたいので頼もうか』というふうになっていったのが、最初の頃です。あわせて、私の方でも電話帳で広告したり、近



所や知っている商店とかに事務所名入りのカレンダーを配って歩いたりして営業しました。それからは、紹介でだんだんと広がっていったという感じです。やはり、開業当初から、依頼人の都合を第一と考え、土・日・祝日・早朝・深夜でも依頼人の都合のよい日時にうかがうという姿勢で業務を行ってきましたので、そういった点を評価されて『紹介』という形でご褒美をいただけたのでしょね。」

青谷 「紹介で広がっていくのは、信頼されている証ですね。『依頼人の都合を第一』⇒『誠実に仕事をこなす』⇒『信頼される』⇒『紹介』といった感じで、よいサイクルが生み出されていくのですね。とても勉強になります。」

富樂 「また、ネットワークというのも重視しております。懇意にしてもらっている土地家屋調査士さんの測量をお手伝いし、その代わりに行政書士の仕事を頼まれるといったことがあります。それと、私は宅建業もやっておりますので、野田方面の不動産屋さんとも繋がりがあ、農地法許可や開発許可の業務を依頼されることがありますね。」

倉持 「あらゆる方面から仕事が入ってくるように、普段からネットワークを築いておくことも大切なことですね。」

青谷 「ところで、開発許可の業務って大変だと聞きますが…、どうなのでしょう？」

富樂 「えー、自分は文系なので簡単な図面を引くのだって苦勞しますよ(笑) 複雑な図面などは土地家屋調査士さんにお任せしちゃいますね。開発許可は、調査士や建築士、コンサルなどと連携する場面があり、そういった点では気を使いますよね。」

倉持 「そのほか業務をこなす上で大変だったことなど、特徴的な事案を教えてください。」

富樂 「今までやったことがない業務の依頼がくると、大慌てで申請の手引き書を確保したりして、急ごしらえで知識を身につけるといふことの繰り返しでした。特に産業廃棄物中間処理業の更新を引き受けたときは、手引き書やマニュアル書の本数が少なく、非常にあせりました。」

青谷 「そうですね。初めて依頼される業務は、慌ててしまいますよね。」

倉持 「それでは最後に、これからの目標・抱負などを教えてください。」

富樂 「今後は、業務のメニューを今以上に増やしていきつつ、営業方法・営業エリアも多方向に拡充していきたいです。特に後見関係業務について注目しております。」

倉持 「なるほど…、『いま以上に業務を広げ、エリアもどんどん拡大していくぞ!』といった前向きな気持ちが伝わってきました。益々のご活躍を期待しております。お忙しいところ有難うございました。」

青谷 「これから仕事をしていく上で参考になりました。有難うございます。」

富樂 「こちらこそ、遠くから来ていただき有難うございます。」

ここで取材は終了しましたが、その後も富樂先生は、新人行政書士の青谷さんがいま抱えている農地法許可の案件について、親身に相談に乗っていました。

☆おまけ

1時間程度のインタビューでしたが、「とっても誠実な方だなあー、もっとお話しがしたいなあー」ということで、思わず次の週に飲み会を催してしまいました。(笑)

(取材年月日:2013年2月20日 通信員 倉持良信)



県北支部

108名

◎平成24年度 第3回研修会を開催

日時 平成25年1月19日(土)
午前11時00分～正午
場所 五浦観光ホテル 別館 大観荘
講師 日立公証役場 公証人
吉岡 保男 氏
研修内容 公正証書遺言について
参加人数 18名

今回の研修会は、昨年8月に日立公証役場に就任された吉岡保男氏と県北支部会員との顔合わせを図る意味もあり企画されました。

席上、吉岡氏から公正証書遺言のメリット・デメリットや証人適格・必要書類・手数料の計算などについて、丁寧に分かりやすくご講義頂き、充実した研修会となりました。

◎平成25年 新年賀詞交歓会を開催

日時 平成25年1月19日(土)
午前11時50分～午後2時00分
場所 五浦観光ホテル 別館 大観荘
参加人数 19名

研修会の後、引き続き新年賀詞交歓会を開催いたしました。国井会長にもご来席いただき、和やかな雰囲気の中、会員相互のより一層の親睦が深められました。また会場からは震災後再建された六角堂が一望でき、復興の息吹を感じることができました。



新年賀詞交歓会の様子

◎平成24年度 第4回研修会を開催

日 時 平成25年2月16日(土)
午後1時30分～午後4時00分
場 所 常陸太田市生涯学習センター
研修内容

第1部

「法人設立及び設立後の手続きについて」

講師 古川 正美 氏
(茨城県行政書士会副会長)

第2部

「相続と法人の承継に伴う諸問題について」

講師 菅原 啓充 氏
(茨城県行政書士会理事)

参加人数 22名

今回は法人の設立及び法人に関する諸問題などについて、実務をふまえながら詳しく解説して頂き、有意義な研修会となりました。



第4回研修会の様子

(通信員 高木みはる)

今回は茨城県行政書士会県北支部理事の中村祐治先生の事務所を訪問させて頂きました。気さくで穏やかな中村先生から、いろいろお話を伺うことができました。

高木 中村先生の登録・開業はいつ頃なのですか？

中村 2006年、平成18年の3月1日ですね。

当時は自宅を事務所にして開業しました。試験の合格通知が届いたその日に行政書士の登録に行ったのでよく覚えています。当時22歳でした。

事務局のドアを開ける時に、かなりドキドキした記憶があります。

高木 では、合格後すぐに開業すると決めてられたのですか？

中村 うちの親戚は自営業が多いためか、昔から自分も自営をするという感覚で育ちましたので、あまり抵抗がなく開業した感じですね。

登録後1、2ヶ月は仕事が全然ありませんでした。

初仕事は、母親が訪問販売で契約してしまった品物を解約したいということで作成した内容証明でした。家族ですからお金にはなりませんでしたが、内容証明作成の経験ができたので嬉しかったです(笑)。

その後また1ヶ月くらい仕事が無くて「どうしようか!？」と思っている時に、先輩方の所でお手伝いをさせて頂ける機会に恵まれました。それから1年ちょっとくらい勉強をさせて頂き、その経験をもって今の事務所を借りて本格的な開業となりました。

高木 開業当初ご苦労されたことなどありますか？

中村 今の事務所を借りて1年くらいは売り上げも殆ど無くて親にも心配をかけましたが、貯金を使いながらなんとか維持していました。

特に登録当初の23歳のときは、必死に営業に回るあまりに周りが見えなくなって、社長さん達を激怒させてしまう場面もありました。

今だから笑って言えることですが、名刺を破られたり、お茶をかけられたり…。当時は



中村祐治先生

結構ショックでしたね(笑)

他にはポスティングや市の広報に事務所案内を掲載するなどもしましたが、相談には繋がりませんでした。

他士業の方と仲良くさせて頂くようになって、転機が訪れました。当時知り合った税理士さんから少しずつ仕事を回してもらえるようになったのです。気が付いたらなんとか軌道に乗り、お陰様で忙しくさせて頂いております。

ちょうど誕生日の日が登録日になったのですが、今年の3月1日で満7年を迎え、8年目に突入します。

人様に言えないような恥ずかしい失敗談も多々ありますが、振り返るとあっという間でした。今年は30歳になる節目の年ですので、これまでの経験を活かして今後の展望を色々と考え直したいと思っています。

高木 先生が行政書士を志されたきっかけは？

中村 きっかけは学生時代にあります。通っていた大学にアジア系の留学生がいて、授業を受ける中で自然とその人達とも仲良くなりました。

ある日、その中の一人から相談を受けたのです。聞けば、アルバイト先のお店で給料不払いをされて困っていると言います。

その友達に頼まれ、一緒にお店に行って話をしたのですが、相手にされず…。どうしていいのかわからず、法学部に進学した友達に相談したら、労働基準監督署という役所があることを教えてくれました。そして、友達と一緒に監督署に行って相談した結果、なんとか解決したということがありました。

その経験から、「人様に喜んでもらえる嬉

しき」と「世の中は法律を知らないと困ることがある」ということを実感しました。

それから書店に通って様々な資格の本を見た中で、行政書士という資格があることを知ったのです。法律系の資格であると同時に、外国の方の在留手続も業務とすることができるといふことで、興味が湧いてきました。

行政書士であれば、留学生の友達のように日常生活で困っている人を助けることができるし、入管関係の業務もできると思い、迷うことなく行政書士を志しました。その友達は、今は日本の貿易会社に就職して働いています。

もし、その友達と知り合わなかったら、今の自分はこの仕事をしていないかも知れません。不思議な巡り合わせですね。

巡り合わせ、縁、出会いなど色々な言葉がありますが、人との繋がりは大それた、って思いますね。

ただ、実際に入管関係の仕事をするようになったのは、ここ1年半くらいで、それまでは会社設立・建設業・産廃業・相続関係などが主な業務でした。やっと当初のキッカケになった業務をすることができた、という感じです。

高木 先生が行政書士のお仕事をされていて「良かったな」と感じる時は、どんな時ですか？

中村 やはり先ほどの友達の時のように「人様のお役に立てる」「喜んでもらえる」という時に喜びを感じますね。

事業ですから、もちろん売り上げも大事なのですが、仕事が終わった時に見せて頂けるお客様のあの笑顔はお金には代えられない嬉しさがあります。

以前、入管の仕事で、相談者本人が過去に3度申請してもダメだった定住者の認定証明書交付申請がありました。ご両親が娘さんを来日させたかったのです。

「今回の申請が不許可なら私達は本国に帰ります」と悲しむお母さんの顔が今でも記憶に残っています。

準備期間を含めて4ヵ月かかりましたが、無事に許可を頂き、娘さんを日本に呼び寄せることができました。あの時にすごく感謝して頂き、こちら心も温かくなりました。「それが行政書士という仕事の魅力なのかな」

と思います。

あの許可申請は少々複雑でしたが、自分で申請しても許可は下りていたはずですが、それなのに3度も申請してダメだったのは言葉の問題でした。日本語が思うように話せず、まして漢字があまり書けない方でしたので、入管に対しても理由・事情・事実を適切かつ正確に伝えられなかったのでしょう。

そのような方はまだまだ沢山いらっしゃると思います。

今後もそのような方々を少しでも支えることができれば嬉しいと思っています。

高木 いいお仕事をされてますね。

それから先生は依頼主の相談を受ける時に心がけているポイントなどはありますか？

中村 心がけているところは、当然のようなことですが、お客様の目線で分かり易く話すということです。

私達にとっては慣れ親しんでいる専門用語なども、一般の方には馴染みのない言葉で、何を話しているのか分からないという場合もありますから、いかに分かり易い言葉に置き換えて話せるかということに気をつけています。例えば住民票の謄本・抄本と言っても、慣れない人には区別がつかない場合もありますので、自分の常識が必ずしも相手方の常識ではないという意識は持つようにしています。

最近は外国の方と接する機会も増えてきましたので、日本語をいかに分かり易く説明するかということに心がけています。とは言え、これが難しいのです。

高木 なるほど、それは大事なことですね。

ところで今後力を入れていきたい業務は、どのような分野ですか？

中村 他の業務も更に経験を積みたいと考えていますが、現時点では入管関係の業務が好きなので、今よりも伸ばしたいと考えています。

日本に来て家族や友達が少ない方もいます。異国の地で寂しい想いをしている方もいますので、そのような方々が日本に来て良かったと思って頂けるような環境づくりにも関わっていただけると嬉しいですね。それが行政書士業務かと指摘を受けると「…」という感じがしますが(笑)

普段の生活でも日本人・外国人を問わずお客様のホームパーティー等に呼んで頂ける機

会があり、人との出会いの素晴らしさを実感する毎日です。

そのような経験の積み重ねから、既存業務だけではなく、人と人を繋ぐ業務を新たに発見していきたいとも考えています。

話が上手くまとまらず申し訳ない気がしますが、そのような感じでしょうか。

高木 外国人の生活を手助けすることによって、外国人の日本に対するイメージも良くなりますね。

中村 外国の方は信頼関係が出来上がると、以後もすごく信頼をしてくれて、何度も依頼をしてくれたり、友達付き合いをしてくれたり、優しくて良い方が多いです。

今一番関わりが多いのはバングラデシュとインドですが、異文化交流も出来るので、楽しいです。いつも手料理をご馳走になるので、気が付いたら手でカレーを食べることが出来るようになっていました（笑）

中には、外国の大学院を卒業してから向上心を持って来日するような優秀な方もいます。そういう方々と接するようになってから、自分の意識も大きく変わりました。広い視野で世界を見たいという想いが強くなり、良い刺激になっています。

高木 視野が広がるのは良いことですよね。

それから新人の方に何かアドバイスなどありますか？

中村 行政書士自身も事業主なので、経営者としての感覚を持つことは重要だと思います。例えば、建設業の社長さんと話す際にも、法律的・手続的なアドバイスをするだけではなく、経営者の目線で物事を判断してお話出来るようになると良いのかな、と私は思っています。社長さんの中には誰にも言えない悩みを一人で抱え込み、苦しんでいる方もいます。その社長さんが心を開き、本当の悩みを話して頂けることが非常に大切だと思っています。口には出さない方もいらっしゃいますが、心に秘めた本当の苦しみや悩みを感じ取れなければ、相談役にはなれないと思うのです。

などと、理想を描きながら日々の業務に当たっていますが、なかなか思うようにはいかないことも多く、日々勉強の繰り返しです。

その他にも段取りや企画力も大事かと考えています。あとは常に前向きでいること、失

敗を恐れない度胸を持つことも大事ですかね。

仮に失敗やクレームが生じてしまった場合には、二度と同じ過ちを繰り返さないように改善し、次に繋げる努力をします。

なんだか生意気な発言をしてしまい、申し訳ありません。では、お前は出来ているのか？と問われると耳が痛いところです（笑）

最初の頃、売掛金や立替金を回収出来なかったり、お客様にご迷惑をお掛けしてしまったりしたことがありますので、その反省をもって考えてみました。

高木 そのご苦勞の分、これから良いことがあると思います。

それでは、行政書士業界全体としては、これからどうあるべきだと思いますか？

中村 業界全体については、恐れ多くて今の自分ではお話し出来ませんが、自分の事務所単位として見た時には、これからのことについて考えることがあります。

お客様の知識も増え、求められる能力も日々高度なものになっていますので、それに対応すべく、組織化を図って今よりも専門性を高めたサービス提供をしていくことが必要かと思っています。

当然のことですが、現状に甘んずることなく、知識の更なる向上を図っていく姿勢を持ち続けて行けば、結果として、それが業界全体の向上に繋がるのでは…と考えます。逆を言えば、そうならないと淘汰されていってしまうと思います。すみません、大したことは言えませんでした（笑）

高木 今日はどうもありがとうございました。

中村 こちらこそありがとうございました。

お若いのに経営者としての信念と業務に対する気概をお持ちで、しっかりと将来をも見据えていらっしゃる中村先生。大変貴重なお話を伺うことができました。

お忙しい中、丁寧に対応して頂きまして本当にありがとうございました。

鹿 行 支 部

82名

支部だより

鹿行支部

◎鹿行支部のメンバーにて新春交流会に参加いたしました

日 時 平成25年2月22日（金）14：22～
場 所 水戸京成ホテル（水戸市）

さる2月22日、水戸京成ホテルにて、恒例の茨城県行政書士会主催、新春交流会に参加してまいりました。今年の講師は、作家の大下栄治先生であります。現在の政界の状況などを裏話を交えて、お話しいただきました。大下先生からは書籍のプ

レゼントがなされ、鹿行支部の大庭先生が、抽選会のプレゼンターをつとめました。

また今年は、来賓の方の出席も非常に多く、これも国井会長や各支部長、部長などの役員さんの日ごろの交流の賜物であると思えました。今回、残念ながら出席できなかった会員さんも、来年はぜひご出席いただければと思います。

もちろん、来年も、2月22日、午後2時22分スタート予定です！



◎次号の支部便りは事務所紹介です！

シリーズで連載している、各支部ごとの事務所紹介のコーナー。次号は鹿行支部の予定となっています。自薦・他薦問いませんので、「わが事務所

を」「あの事務所を」という推薦がありましたら、ぜひ、ご一報ください。

連絡先：桜町共同事務所 0299-82-8153

通信員の佐藤まで

（通信員 佐藤信成）